神奈川県子ども・子育て支援推進事業者登録簿

認証年月日	平成24年2	月16日	認証番号	3 2 0				
登録年月日	平成24年2	月16日	登録番号	3 2 0				
	名 称 (氏名)	株式会社イト	ーヨーカ堂					
事業者	代 表 者 名	代表取締役社	長の単独に					
7.7	所在地(住所)	東京都千代田						
1 育児休業、	–			関する法律(以下「育児・介護休業法」という。)				
	に基づく従業員の子の養育に関する措置の状況 (1) 育児・介護休業法に関してあらかじめ定めるべき事項等(育児・介護休業法第 21 条関連)							
(1)								
☑ 育児休業中の待遇(賃金その他の経済的給付等)に関する就業規則等の定め ☑ 休業後の賃金 配署その他の労働条件に関する事項								
☑ 休業後の賃金、配置その他の労働条件に関する事項								
✓ その他(休業期間が終了した場合の労務の提供時期等)の事項 (②) ■ ■ ■ 第2000 第20000 第2000 第2000 第2000 第20000 第2000 第2								
(2) 雇用管理及び職業能力の向上等に関する措置(育児・介護休業法第 22 条関連)								
□ 原職等へ復帰させる配慮等労働者の配置等雇用管理についての工夫								
□ 雇用保険法施行規則第139条第2項に規定する育児休業者職場復帰プログラムの実施等労働者の状況に								
応じた計画的な職業能力の開発等の措置の実施								
(3) 子の養育を行う労働者に対する措置(育児・介護休業法第24条関連)								
□ 小学校就学前までの子を養育する労働者に対する就業しながら子の養育を容易にするための措置(育児								
休業制度、所定外労働の制限に関する制度、所定労働時間の短縮措置又は始業時刻変更等の措置)								
(4) 再雇用特別措置等(育児・介護休業法第 27 条関連)								
□ 妊娠、出産及び育児を理由として退職した者に対する再雇用特別措置等								
(5) 育児・介護休業法に規定する措置を上回る措置の有無(神奈川県子ども・子育て支援推進条例施行規則(以								
下「規則」という。)第2条第1号から第5号までの規定関連)								
☑有 [
人内容				で認め、パパママ育休プラスにつき1歳2カ				
月か1歳到達後の4月15日のどちらかを選択が出来る措置を認め、さらに、特別の場合の延長								
につき、さらに最大で1年間の伸長を認める。								
・所定外・深夜業の制限につき、対象となる子の年齢を小学校2年生に達するまで延伸								
・育児短時間勤務につき・「短時間勤務プランA」につき、子の対象年齢を 1 歳到達後の賃金締切								
日とし、短縮後所定労働時間を1日4~6時間とする。「短時間勤務プランB」につき、子の対象								
年齢を小学校5年生になる年の4月15日とし、短縮後所定労働時間を1日6~7時間とする。 ノ								
2 職業家庭両立推進者の所属名・役職名(規則第2条第6号関連)								
, .,,,	享生部勤労担当マネ	•)				
/~	行動計画に関する事							
			る取組の内容(規則	川第2条第7号関連)				
	環境の整備に関する	• • •						
				で支援するための雇用環境の整備				
	a 妊娠甲及び出産 提供並びに相談			ついて、労働者に対する制度の周知及び情報				
			_	の復帰のための業務内容及び業務体制の見直し				
	c 子どもが生まれ			7後州がためが未物門4人の未物中間が元回し				
				回数等の休業制度の実施				
				環境の整備として次のいずれか一つ以上の				
措置の実施								
□ (a) 男性の育児休業取得を促進するための措置の実施								
□(b)労働者の育児休業中における待遇及び育児休業後の労働条件に関する事項についての周知								
□(c)育児休業期間中の代替要員の確保並びに業務内容及び業務体制の見直し								
□ (d) 育児休業をしている労働者の職業能力の開発及び向上のための情報提供								
](e)育児休業後に	おける原職又は	は原職相当職への	復帰のための業務内容及び業務体制の見直し				

(裏)						
□ f 小学校就学前の子どもを育てる労働者が利用できる次のいずれか一つ以上の措置の実施 □ (a) 短時間勤務制度 □ (b) フレックスタイム制度 □ (c) 始業及び終業時刻を繰り上げ、又は繰り下げる制度 □ (d) 所定労働時間を超えて労働させない制度 □ g 小学校就学前の子どもを育てる労働者が利用できる事業所内託児所施設の設置及び運営 □ h 小学校就学前の子どもを育てる労働者が利用できる事業所内託児所施設の設置及び運営 □ h 小学校就学前の子どもを育てる労働者が子育てのためのサービスを利用する際に要する費用の接助の措置の実施 □ i 労働者が子どもの看護のための休暇を取得できる制度の導入 □ j 希望する労働者に対する勤務地及び担当業務の限定制度の実施 □ k 子育てを行う労働者の社宅への入居に関する配慮及び子育てのために必要な費用の貸付けの実施等子育でをしながら働く労働者に配慮した措置の実施 □ 1 育児・介護休業法に基づく育児休業並びに時間外労働及び深夜業の制限、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業等諸制度の周知 □ m 出産及び子育でによる退職者についての再雇用制度の実施 ○ は産みび分割の削減のための措置の実施 □ a 所定外労働の削減のための措置の実施 □ c 多様な働き方の選択肢を拡大するための短時間勤務及び隔日勤務の導入 □ d 情報通信技術 (IT) を利用した場所及び時間にとらわれない働き方の導入 □ d 職場優先の意識及び固定的な性別役割分担意識の是正のための情報提供及び研修の実施						
(2) 一般事業主行動計画の公表方法 公表方法	反び公表場所(規則第2条	第7号関連)				
インターネット						
公表場所(インターネットの利用による場合はそのアドレス) 「 http://www.ryouritsu.jp/ (両立支援のひろば)						
			J			
(3) 一般事業主行動計画の計画期間(規則第2条第8号関連) (平成 23 年 4 月 ~ 平成 27 年 3 月)						
4 次世代育成支援対策推進法第 13 条 □有(認定年月日: 年		労働局長) □ □	申請中 ☑無			
5 県内の主な事業所						
事業所の名称		所	電話番号			
—別紙—						

備考 1 ()の欄には、該当する事項がある場合に記載する。

2 □ の欄には、該当する□内にレ印を記入する。

(別紙 県内の主な事業所)

事業所の名称	住所	電話番号
イトーヨーカ堂厚木店	厚木市中町 4-13-1	046-224-1411
イトーヨーカ堂伊勢原店	伊勢原市桜台 1-8-1	0463-96-5111
イトーヨーカ堂大船店	鎌倉市大船 6-1-1	0467-47-5211
イトーヨーカ堂小田原店	小田原市中里 296-1	0465-49-6611
イトーヨーカ堂桂台店	横浜市栄区桂台中 15-1	045-894-1361
イトーヨーカ堂上大岡店	横浜市港南区上大岡西 3-9-1	045-841-1010
イトーヨーカ堂上永谷店	横浜市港南区丸山台 1-12	045-844-1711
イトーヨーカ堂川崎港町店	川崎市川崎区港町 12-1	044-246-7705
イトーヨーカ堂古淵店	相模原市南区古淵 3-13-33	042-750-3131
イトーヨーカ堂相模原店	相模原市南区松が枝町 17-1	042-745-1211
イトーヨーカ堂湘南台店	藤沢市石川 6-2-1	0466-87-5511
イトーヨーカ堂新百合ヶ丘店	川崎市麻生区上麻生 1-4-1	044-952-5111
イトーヨーカ堂立場店	横浜市泉区中田西 1-1-15	045-805-2111
イトーヨーカ堂たまプラーザ店	横浜市青葉区美しが丘 1-6-1	045-901-9311
イトーヨーカ堂茅ヶ崎店	茅ヶ崎市新栄町 11-8	0467-85-1111
イトーヨーカ堂綱島店	横浜市港北区綱島西 2-8-1	045-545-2111
イトーヨーカ堂鶴見店	横浜市鶴見区鶴見中央 3-15-30	045-521-7111
イトーヨーカ堂能見台店	横浜市金沢区能見台東 3-1	045-781-8111
イトーヨーカ堂橋本店	神奈川県相模原市緑区大山町 1-22	042-779-8111
イトーヨーカ堂秦野店	秦野市大秦町 2-16	0463-82-2011
イトーヨーカ堂藤沢店	藤沢市鵠沼石上 1-10-1	0466-26-8311
イトーヨーカ堂食品館本牧店	横浜市中区小港町2丁目100-4	045-623-3311
イトーヨーカ堂溝ノ口店	川崎市高津区久本 3-6-20	044-844-1711
イトーヨーカ堂武蔵小杉駅前店	川崎市中原区小杉町 3-420	044-722-1011
イトーヨーカ堂武蔵小杉店	川崎市中原区新丸子東3丁目1135-1	044-422-3111
イトーヨーカ堂大和鶴間店	大和市下鶴間1丁目3番1号	046-261-1211
イトーヨーカ堂洋光台店	横浜市磯子区洋光台 3-10-3	045-832-1661
イトーヨーカ堂横浜別所店	横浜市南区別所 1-14-1	045-743-3111
イトーヨーカ堂ららぽーと横浜店	横浜市都筑区池辺町 4035 番 1	045-931-9911
イトーヨーカ堂若葉台店	横浜市旭区若葉台 3-7-1	045-922-2211
イトーヨーカ堂川崎店	川崎市川崎区小田栄 2-2-1	044-366-4111